

第20号の4様式別表2記載の手引

別表二	1 用途等	この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあつては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「法人税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の13の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の3）の11の欄の金額を記載します。	
	4 「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。以下同じ。）ごとに記載します。	
	5 「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあつては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該割合に12.9分の9.7を乗じて得た割合（当該乗じて得た割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入します。）を控除した割合を記載します。	
	7 「市町村民税の控除限度額⑥」	各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8 「補正後の従業者数⑧」	各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の9.7で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	